

土地売買等届出書

提出日

年 月 日

岐阜県知事 殿

権利取得者(譲受人)

住所 〒

氏名

(担当者)

電話

修正等の連絡ができる担当者

譲受人と住所が違う場合は住所も記載

㊦

契約書と同じ印

譲受人業種
1 不動産業
2 建設業
3 金融業
4 製造業
5 商業
6 運輸業
7 その他

国土利用計画法第23条第1項の規定に基づき、土地に関する所有権（地上権・賃借権・その他）の移転（設定）をする契約の締結について、下記のとおり届け出ます。

契約の相手方等に関する事項		契約の相手方（譲渡人）の住所				氏名				契約締結年月日																															
郵便番号も記載		企業の場合は代表者まで				年 月 日																																			
土地に関する事項	番	所在地				地目				面積																															
	号	登記簿				現況				登記簿（㎡）				実測（㎡）																											
	1	町又は字				地番				登記簿				実測																											
	2																																								
	3																																								
利用の現況	番	届出に係る権利以外の権利																																							
	号	所有権																																							
	1	所有者の住所				所有者の氏名				種別				内容																											
	2																																								
	3																																								
土地に関する事項	番	移転又は設定に係る権利												※																											
	号	所有権												所有権以外の権利																											
	1	種別				内容				所有者の住所				所有者の氏名																											
	2																																								
	3																																								
土地に関する事項	番	地上権又は賃借権の場合												特記事項																											
	号	移転又は設定の態様																																							
	1	存続期間				残存期間				堅固・非堅固の別				地代（年額・円）																											
	2																																								
	3																																								
対価の額等に関する事項	番	土地に関する対価の額等												工作物等に関する対価の額等																											
	号	地目（現況）				面積（㎡）				単価（円／㎡）				対価の額（円）				種類				対価の額（円）																			
	1																																								
	2																																								
	3																																								
実測清算	有・無	計（a）												平均（（b）÷（a））												計（b）															
		百万				千				㎡				百万				千				円				十億				百万				千				円			
土地利用目的等に関する事項	用途等	（例）山林の育成												※																											
	利用目的	利用目的に係る土地の所在												利用目的に係る土地の面積												有・無															
	利用計画の概要	人工面率				%				計画人口				人																											
		その他																																							
	その他参考となるべき事項													建物の場合は必要																											